

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【告示】

- 特定施設の設置許可申請
 - 〃
 - 生活保護法等に基づく指定医療機関の指定
 - 生活保護法等に基づく指定医療機関の事業の廃止
 - 生活保護法等に基づく指定介護機関の事業の廃止
 - 生活保護法等に基づく指定施術機関の指定
- 【公告】
- 種畜証明書の書換交付
 - 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了
 - 〃
 - 〃
 - 〃
 - 一般競争入札の実施

環境管理課

障害福祉課

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

警察本部会計課

目次

担当課（室）

◎岡山県告示第五百五十三号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定により申請のあった特定施設の設置の許可申請の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成三十年十月二十三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

1 申請の概要

(1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

名 称 国立療養所邑久光明園

住 所 瀬戸内市邑久町虫明6253

氏 名 園長 青木 美憲

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

名 称 国立療養所邑久光明園

所在地 瀬戸内市邑久町虫明6253

平成30年10月23日 岡山県公報 第12036号

(3) 特定施設に関する事項

区	分	新 設		新 設		新 設		新 設		新 設	
種	類	68の2-ハ 病院で病床数が300以上であるものに設置される入浴施設(14-1)		68の2-ハ 病院で病床数が300以上であるものに設置される入浴施設(14-2)		68の2-ロ 病院で病床数が300以上であるものに設置される洗浄施設(14-3)		68の2-ロ 病院で病床数が300以上であるものに設置される洗浄施設(14-4)		68の2-ロ 病院で病床数が300以上であるものに設置される洗浄施設(14-5)	
能	力	0.4m ³		使用給湯量10L/分		-		同左		同左	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		平成30年12月1日		同左		同左		同左		同左	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		平成32年3月31日		同左		同左		同左		同左	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		平成32年4月1日		同左		同左		同左		同左	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		断続3時間		同左		同左		同左		同左	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに当該汚水等の通常量及び最大の量	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m ³ /日)	4.5	5.0	同左		2.0	2.5	1.0	1.2	1.0	1.5
	p H	5.8~8.6	5.8~8.6		5.8~8.6	5.8~8.6	同左	同左	同左	同左	
	B O D (mg/L)	40	50		110	120					
	C O D (mg/L)	40	50		80	100					
	S S (mg/L)	40	50		110	120					
	油 分 (mg/L)	3	5		0	3					
	T - N (mg/L)	5	10		10	30					
	T - P (mg/L)	1	2		1	3					
	大腸菌群数 (個/cm ³)	無数	無数		無数	無数					

備考 1 種類は、水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1の号番号及び名称とする。

2 68の2-ロ病院で病床数が300以上であるものに設置される洗浄施設（14-4）から排出される汚水等は、全量産業廃棄物として処理委託される。

平成30年10月23日 岡山県公報 第12036号

区	分	新 設		新 設		廃 止	
種	類	68の2-ロ 病院で病床数が300以上であるものに設置される洗浄施設(14-6)		68の2-ロ 病院で病床数が300以上であるものに設置される洗浄施設(14-7)		68の2-ハ 病院で病床数が300以上であるものに設置される入浴施設(9)	
能	力	-		同左		0.6m ³	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		平成30年12月1日		同左		-	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		平成32年3月31日		同左		-	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		平成32年4月1日		同左		-	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		断続3時間		同左		同左	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに当該汚水等の通常量及び最大の量	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m ³ /日)	1.0	1.5	同左		4.5	5.0
	p H	5.8~8.6	5.8~8.6		5.8~8.6	5.8~8.6	
	B O D (mg/L)	110	120		40	50	
	C O D (mg/L)	80	100		40	50	
	S S (mg/L)	110	120		40	50	
	油 分 (mg/L)	0	3		3	5	
	T-N (mg/L)	10	30		5	10	
	T-P (mg/L)	1	3		1	2	
	大腸菌群数 (個/cm ³)	無数	無数		無数	無数	

備考 1 種類は、水質汚濁防止法施行令別表第1の号番号及び名称とする。

2 68の2-ロ病院で病床数が300以上であるものに設置される洗浄施設(14-4)から排出される汚水等は、全量産業廃棄物として処理委託される。

平成30年10月23日 岡山県公報 第12036号

(4) 汚水等の処理施設に関する事項
変更なし

(5) 排水口に関する事項

排水口番号	No. 2排水口			
区分	変更前		変更後	
	通常	最大	通常	最大
水量 (m ³ /日)	2.4	3.0	同左	
pH	5.8~8.6	5.8~8.6		
BOD (mg/L)	30	40	20	30
COD (mg/L)	50	60	同左	
SS (mg/L)	50	70		
油分 (mg/L)	4	5		
T-N (mg/L)	30	40		
T-P (mg/L)	3	7		
大腸菌群数 (個/cm ³)	3,000以下	3,000以下		

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期間 平成30年10月23日から同年11月13日まで

(2) 場所 岡山県環境文化部環境管理課及び瀬戸内市役所

◎岡山県告示第五百五十四号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定により申請のあった特定施設の設置の許可申請の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成三十年十月二十三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

1 申請の概要

(1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

名 称 北興化学工業株式会社

住 所 東京都中央区日本橋本町一丁目5番4号

氏 名 代表取締役社長 中島 喜勝

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

名 称 北興化学工業株式会社岡山工場

所在地 玉野市胸上402番地

平成30年10月23日 岡山県公報 第12036号

(3) 特定施設に関する事項

区	分	新 設		廃 止	
種	類	46-イ 有機化学工業製品製造業の用に供する水洗施設 (R-7-6)		同左	
能	力	1.2~1.5回/日		8.0m ³ /時	
工事着手予定年月日		許可後直ちに		-	
工事完成予定年月日		工事着手後1週間		-	
使用開始予定年月日		工事完成後直ちに		-	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		連続24時間		同左	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに当該汚水等の通常量及び最大の量	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m ³ /日)	25.6	30.4	同左	
	p H	0.5~2.5	0.5~2.5		
	C O D (mg/L)	760	1,000		
	S S (mg/L)	33	57		
	油 分 (mg/L)	32	41		
	T-N (mg/L)	1,150	1,353		
	T-P (mg/L)	0.4	0.6		
	ふっ素 (mg/L)	<0.1	55		
	ほう素 (mg/L)	<0.1	14		
	ベンゼン (mg/L)	<0.01	0.1		
	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (mg/L)	460	541.2		

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1の号番号及び名称とする。

平成30年10月23日 岡山県公報 第12036号

(4) 汚水等の処理施設に関する事項
変更なし

(5) 排水口に関する事項

排水口番号	末端排水口			
	変更前		変更後	
	通常	最大	通常	最大
水量 (m ³ /日)	7,696.4	9,989.1	7,683.4	9,969.1
p H	7~8	7~8	同左	
COD (mg/L)	12.1	20		
SS (mg/L)	9.3	20		
油分 (mg/L)	0.1	0.3		
T-N (mg/L)	8	16		
T-P (mg/L)	1	1.5		
ふっ素 (mg/L)	1.3	12		
ほう素 (mg/L)	4.4	5.6		
ベンゼン (mg/L)	<0.01	<0.01		
ジクロロメタン (mg/L)	<0.01	<0.01		
1,4-ジオキサン (mg/L)	<0.05	0.3		
大腸菌群数 (個/cm ³)	<3,000	<3,000		
アンモニア, アンモニウム化合物, 亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (mg/L)	3.2	6.4		

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期 間 平成30年10月23日から同年11月13日まで
- (2) 場 所 岡山県環境文化部環境管理課及び玉野市役所

◎岡山県告示第五百五十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例による場合を含む。）の規定により、医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成三十年十月二十三日

岡山県知事 伊原 隆 太

病院、診療所又は薬局

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
しもがた薬局	真庭市下方584-1	H30.9.1
かさおかフレンチド歯科	笠岡市富岡字元八丁目230-3	H30.9.8
かたやま小児科クリニック	津山市山北763-19	H30.9.11

◎岡山県告示第五百五十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例による場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり事業の廃止の届出があつた。

平成三十年十月二十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

病院、診療所又は薬局

名称	所在地	廃止年月日
有限会社たんぽぽ薬局	総社市総社1-9-1	H30.8.31

◎岡山県告示第五百五十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例による場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり事業の廃止の届出があった。

平成三十年十月二十三日

岡山県知事 伊原 隆 太

事業者

種 類	名 称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
居宅介護事業者	有限会社たんぼぼ薬局	総社市総社1-9-1	有限会社たんぼぼ薬局	総社市総社1-9-1	H30.8.31
介護予防事業者	有限会社たんぼぼ薬局	総社市総社1-9-1	有限会社たんぼぼ薬局	総社市総社1-9-1	H30.8.31

◎岡山県告示第五百五十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例による場合を含む。）の規定により、医療扶助又は医療支援給付のための施術を担当させる施術機関を次のとおり指定した。

平成三十年十月二十三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

施術所を開設していない施術者

氏名	住所	指定年月日
柿内 敦規	津山市田熊4-1-2	H30.8.21

〔四九六〕家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第八条第一項の規定により、農林水産大臣から同法第四条第一項本文の種畜証明書を次のとおり書換交付した旨の通報を受けた。

平成三十年十月二十三日

岡山県知事 伊原 隆 大

種畜証明書番号	申請の事由	変更後	変更前
31603060092	種畜の飼養者の住所及び氏名又は名称の変更	岡山県総社市奥坂1428-1 全農畜産サービス(株)岡山AIセンター	岩手県岩手郡雫石町上野上和野121-3 全農畜産サービス(株)東日本原種豚場
31703070043	種畜の飼養者の住所及び氏名又は名称の変更	岡山県総社市奥坂1428-1 全農畜産サービス(株)岡山AIセンター	岩手県岩手郡雫石町上野上和野121-3 全農畜産サービス(株)東日本原種豚場
31803070032	種畜の飼養者の住所及び氏名又は名称の変更	岡山県総社市奥坂1428-1 全農畜産サービス(株)岡山AIセンター	岩手県岩手郡雫石町上野上和野121-3 全農畜産サービス(株)東日本原種豚場
31803070030	種畜の飼養者の住所及び氏名又は名称の変更	岡山県総社市奥坂1428-1 全農畜産サービス(株)岡山AIセンター	岩手県岩手郡雫石町上野上和野121-3 全農畜産サービス(株)東日本原種豚場
31803070065	種畜の飼養者の住所及び氏名又は名称の変更	岡山県総社市奥坂1428-1 全農畜産サービス(株)岡山AIセンター	岩手県岩手郡雫石町上野上和野121-3 全農畜産サービス(株)東日本原種豚場

平成30年10月23日 岡山県公報 第12036号

〔四九七〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成三十年十月二十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市総社字新田後一六一九―一、一六二二―七

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市中央四丁目二四―一〇六サングアードン中央Ⅲ一〇二号室

神原 利文

神原ひさか

三 許可番号

岡山県指令建指第一八五号

〔四九八〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成三十年十月二十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市真壁字八神四〇二一六、四〇三一六、四〇三一七、中央六丁目二五一一

〇、二五一一一、二五一一三九

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市中原八五九一フェリシダ矢蔵一〇五

小坂 智則

小坂百合名

三 許可番号

岡山県指令建指第一五三号

〔四九九〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成三十年十月二十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市金井戸字渕ヶ添三四四―七、三四四―八

二 許可を受けた者の住所及び氏名

赤磐市桜が丘西六丁目一三一四

力石 晴行

三 許可番号

岡山県指令建指第一五二号

〔五〇〇〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成三十年十月二十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

浅口市金光町占見新田一五八一

二 許可を受けた者の住所及び氏名

浅口郡里庄町大字新庄四四三四

高倉 一茂

三 許可番号

岡山県指令建指第一八〇号

〔五〇一〕政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札を実施する。

平成三十年十月二十三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

1 調達内容

- (1) 借入件名及び数量
岡山県警察ネットワーク端末 257式
- (2) 借入物件の特質等
入札説明書及びネットワーク端末借入仕様書（以下「仕様書」という。）による。
- (3) 借入期間
平成31年3月1日から平成36年2月29日まで
- (4) 借入場所
入札説明書による。
- (5) 入札方法

入札金額は、全ての借入物件の本体価格のほか、輸送費及び仕様書に記載する作業等に要する一切の諸経費を含めた額とし、1月当たりの単価（本件借入に係る物件を5年間借り受けるものとして算定したリース料総額の60分の1に相当する額）を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 平成30年度に県が発注する物品の調達契約であって地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格（平成30年岡山県告示第43号（物品の売買、修理等の調達契約に係る競争入札の参加資格、資格審査の申請手続等。

以下「資格告示」という。）に定める資格をいう。）を得ている者で、格付区分がAであるものであること。

号 363021 第 報 公 岡 山 県 岡 山 県 公 報 第 1 2 0 3 6 号 日 3 2 月 0 年 1 0 平 成 3 0

- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当しない者であること。
 - (3) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札（条件付）参加資格者の資格審査要領（平成19年岡山県告示第306号）の規定による入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。
 - (4) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札（条件付）参加除外等要領に基づき入札参加除外の措置を受けている者でないこと。
 - (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
 - (6) 納入する機器について、岡山県警察本部警務部情報管理課長の確認を受けた者であること。
- 3 競争入札参加資格の申請手続
この一般競争入札への参加を希望する者で、2(1)の資格を得ていないものは、資格告示に基づき申請手続を行うこと。
 - (1) 申請書の入手先、提出先及び問い合わせ先
〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号
岡山県出納局用度課管理班（岡山県庁2階）
電話（086）226-7538
 - (2) 申請書の提出期限
平成30年11月26日（月） 午後4時
 - 4 入札書の提出場所等
 - (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先
〒700-8512 岡山市北区内山下二丁目4番6号
岡山県警察本部警務部会計課契約担当
電話（086）234-0110 内線2216
 - (2) 入札説明書等の交付期間及び交付方法

岡山県公報 第12036号 平成30年10月23日

ア 交付期間

平成30年10月23日（火）から同年11月26日（月）まで（岡山県の休日を定める条例（平成元年岡山県条例第2号）第1条第1項に規定する県の休日を除く。）

イ 交付方法

(1) の場所にて交付する。

また、郵送による交付を希望する場合は、交付に必要な期間を十分に考慮し、返信用封筒及び返信に必要な切手等を同封し、(1)の場所に請求すること。なお、交付する入札説明書等は、縦297ミリメートル、横210ミリメートル、重さ120グラムであるので、注意すること。

(3) 入札書の受領期限

平成30年12月5日（水） 午後4時

(4) 開札の日時及び場所

平成30年12月6日（木） 午前10時30分

岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県警察本部警務部会計課分室（岡山県庁地下1階）

5 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

岡山県財務規則（昭和61年岡山県規則第8号）第131条及び第133条の規定による。

(3) 契約保証金

岡山県財務規則第153条及び第155条の規定による。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札書を受領期限までに提出するとともに、入札説明書に示す書類を作成し、平成30年11月26日（月）午後4時までに、入札説明書で示す場所に提出しなければならない。

また、入札参加希望者は、契約担当者から提出した書類等に関し説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

(5) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義

務を履行しなかった者のした入札その他岡山県財務規則第140条各号に掲げる入札に係る入札書は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否
要

(7) 落札者の決定方法
岡山県財務規則第137条第1項の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) その他
詳細は、入札説明書による。

6 Summary

(1) Name and quantity of the products to be leased :
Personal Computer 257 set

(2) Lease period :
From 1 March, 2019 through 29 February, 2024

(3) Delivery place :
Specified in the bid explanation form

(4) Time limit for tender :
4:00 P.M. 5 December, 2019

(5) Contact point for the notice :
Finance Section, Okayama Prefectural Police Headquarters
2-4-6 Uchisange, Kita-ku, Okayama-shi, Okayama-ken, 700-8512,
Japan

Telephone : 086-234-0110, Ext. 2216